

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和 7年 4月 21日

奈良県知事 殿

提出者

住 所 枚方市田口4丁目59番8号

氏 名 安積建設株式会社

代表取締役 安積輝義

電話番号 072-848-0460

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	安積建設株式会社 奈良県管轄事業場
事業場の所在地	奈良県 管轄区域内
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	06：総合建設業
② 事業の規模	完工工事売上高（令和6年6月決算） 39億2191万
③ 従業員数	54名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙【産業廃棄物の一連の処理の工程】のとおり

（日本産業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙【管理体制図及び各部署の役割】のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	別紙の通り
排出量		
(これまでに実施した取組)		
再利用及び適正処理のため、可能な限り分別を行い、適正な業者へ処分を依頼した。		
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	別紙の通り
排出量		
(今後実施する予定の取組)		
再利用及び適正処理のため、可能な限り分別を行い、適正な業者へ処分を依頼する。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
	・C○ガラ、A sガラ、木くず、廃プラスチック類など、形状に応じて、可能な限り分別し、処理委託を行っている。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
	・現状の方法を継続する。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（令和 年度）実績】			
産業廃棄物の種類	—	—	—
自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	— t	—	t
(これまでに実施した取組)			実施せず
【目標】			
産業廃棄物の種類	—	—	—
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	— t	—	t
(今後実施する予定の取組)			予定なし

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（令和 6 年度）実績】			
産業廃棄物の種類	—	—	—
自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	— t	—	t
自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	— t	—	t
(これまでに実施した取組)			実施せず
【目標】			
産業廃棄物の種類	—	—	—
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	— t	—	t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	— t	—	t
(今後実施する予定の取組)			予定なし

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

【前年度（令和 6 年度）実績】		
産業廃棄物の種類	—	—
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	— t	— t
(これまでに実施した取組)		
実施せず		
【目標】		
産業廃棄物の種類	—	—
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	— t	— t
(今後実施する予定の取組)		
予定なし		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（令和 6 年度）実績】		
産業廃棄物の種類		
全処理委託量		
優良認定処理業者への処理委託量		
再生利用業者への処理委託量		
認定熱回収業者への処理委託量		
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		
(これまでに実施した取組)		
<p>・産廃処理業者を選定する基準の中に、コストや地理的条件に加えて、委託基準を遵守できる、していることを設けている。</p> <p>・また、現場ごとに処理状況の確認を行うようとする。</p>		
別紙の通り		

②計画	<p>【目標】</p> <table border="1"> <tr><td>産業廃棄物の種類</td><td></td></tr> <tr><td>全処理委託量</td><td></td></tr> <tr><td>優良認定処理業者への 処理委託量</td><td></td></tr> <tr><td>再生利用業者への 処理委託量</td><td></td></tr> <tr><td>認定熱回収業者への 処理委託量</td><td></td></tr> </table>	産業廃棄物の種類		全処理委託量		優良認定処理業者への 処理委託量		再生利用業者への 処理委託量		認定熱回収業者への 処理委託量		別紙の通り
産業廃棄物の種類												
全処理委託量												
優良認定処理業者への 処理委託量												
再生利用業者への 処理委託量												
認定熱回収業者への 処理委託量												
	(今後実施する予定の取組)											
※事務処理欄												

産業廃棄物処理計画書 【別紙明細】

令和 7年 4月 21日

奈良県知事 殿

提出者

住 所 枚方市田口4丁目59番8号

氏 名 安積建設株式会社

代表取締役 安積輝義

電話番号 072-848-0460

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	安積建設株式会社 奈良県管轄事業場
事業場の所在地	奈良県 管轄区域内
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日

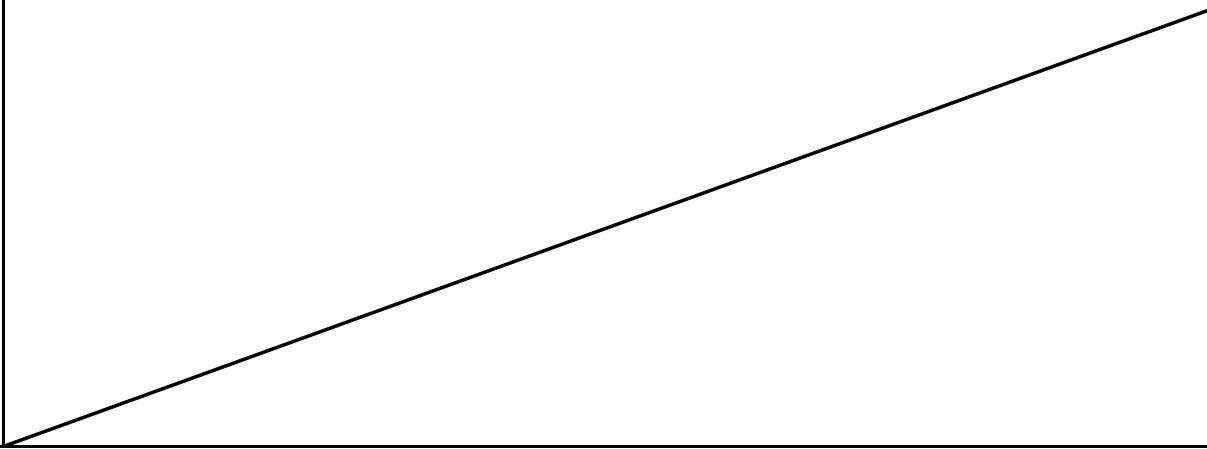
当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	06：総合建設業
② 事業の規模	完成工事売上高（令和6年6月決算） 39億2191万
③ 従業員数	54名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	

(日本産業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（令和6年度）実績】			
①現状	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	排出量	1460 t	0.1 t
(これまでに実施した取組)			
再利用及び適正処理のため、可能な限り分別を行い、適正な業者へ処分を依頼した。			
【目標】			
②計画	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	排出量	100 t	1 t
(今後実施する予定の取組)			
再利用及び適正処理のため、可能な限り分別を行い、適正な業者へ処分を依頼する。			

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・C o ガラ、A s ガラ、木くず、廃プラスチック類など、形状に応じて、可能な限り分別し、処理委託を行っている。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・現状の方法を継続する。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（令和 年度）実績】		
産業廃棄物の種類	—	—
自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	— t	— t
(これまでに実施した取組)		
実施せず		
【目標】		
産業廃棄物の種類	—	—
自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
(今後実施する予定の取組)		
予定なし		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（令和 6 年度）実績】		
産業廃棄物の種類	—	—
自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	— t	— t
自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	— t	— t
(これまでに実施した取組)		
実施せず		
【目標】		
産業廃棄物の種類	—	—
自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	— t	— t
(今後実施する予定の取組)		
予定なし		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

		【前年度（令和6年度）実績】		
①現状	産業廃棄物の種類	—	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	—t	—t	—t
	(これまでに実施した取組)			実施せず
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	—	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	—t	—t	—t
	(今後実施する予定の取組)			予定なし

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

		【前年度（令和6年度）実績】		
①現状	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類	
	全処理委託量	1460t	0.1t	
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t	
	再生利用業者への処理委託量	1460t	0.1t	
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	
	(これまでに実施した取組)			
<ul style="list-style-type: none"> ・産廃処理業者を選定する基準の中に、コストや地理的条件に加えて、委託基準を遵守できる、していることを設けている。 ・また、現場ごとに処理状況の確認を行うようにする。 				

		【目標】		
		産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
②計画	全処理委託量	100	t	1 t
	優良認定処理業者への処理委託量		t	t
	再生利用業者への処理委託量	100	t	1 t
	認定熱回収業者への処理委託量		t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		t	t
(今後実施する予定の取組)				
※事務処理欄				

- ・引き続き、産廃処理業者を選定する基準の中に、コストや地理的条件に加えて、委託基準を遵守できる、していることを設ける。
- ・また、現場ごとに処理状況の確認を行うようとする。

その他がれき類	コンクリート塊	アスファルト・ コンクリート塊
72 t	44 t	523 t

その他がれき類	コンクリート塊	アスファルト・ コンクリート塊
30 t	30 t	100 t

—	—	—
— t	— t	— t

—	—	—
— t	— t	— t

—	—	—
— t	— t	— t
— t	— t	— t

—	—	—
— t	— t	— t
— t	— t	— t

—	—	—
— t	— t	— t

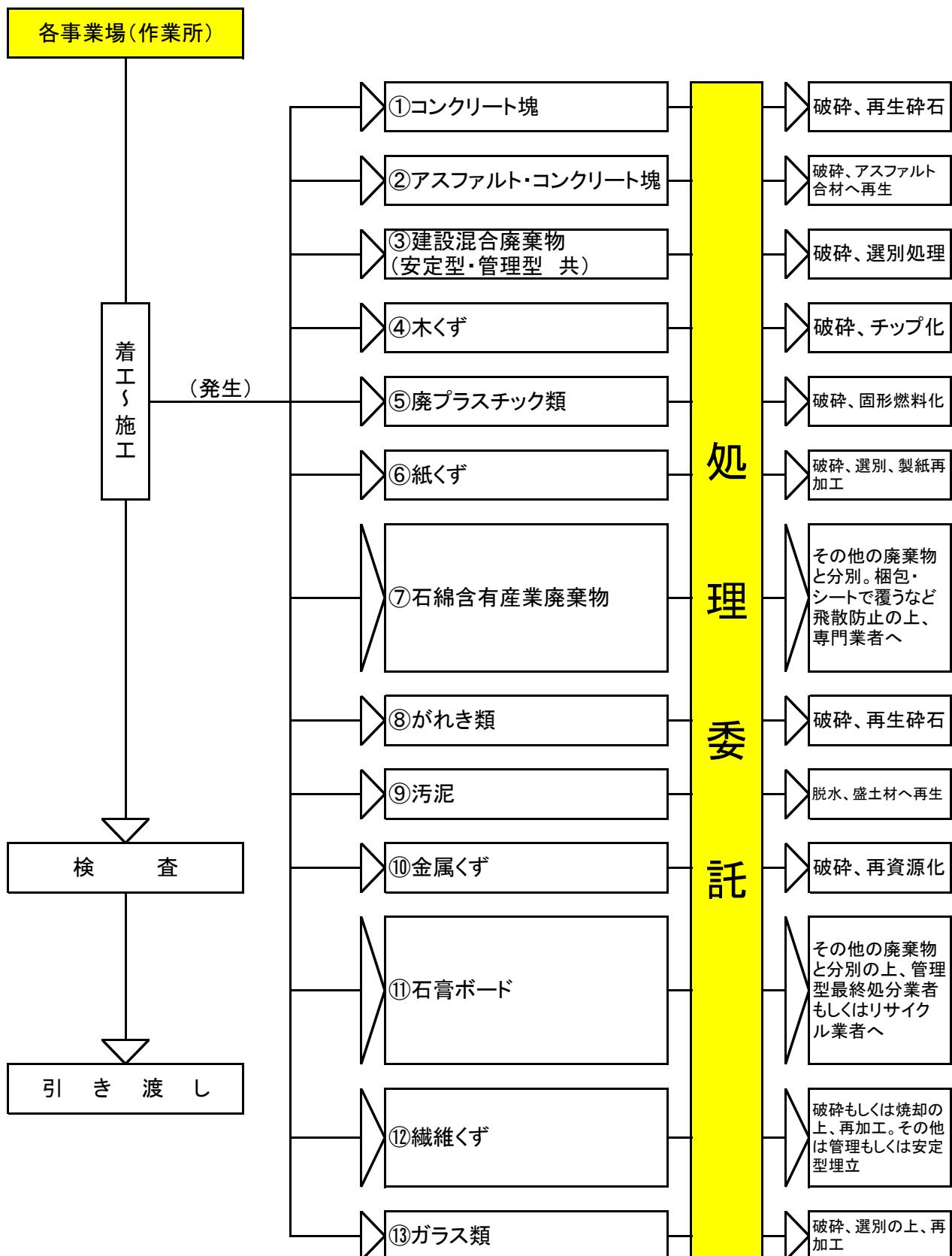
—	—	—
— t	— t	— t

その他がれき類	コンクリート塊	アスファルト・コンクリート塊
72 t	44 t	523 t
t	t	t
72 t	44 t	523 t
t	t	t
t	t	t

その他がれき類	コンクリート塊		アスファルト・ コンクリート塊	
30 t	30	t	100	t
t		t		t
30 t	30	t	100	t
t		t		t
t		t		t

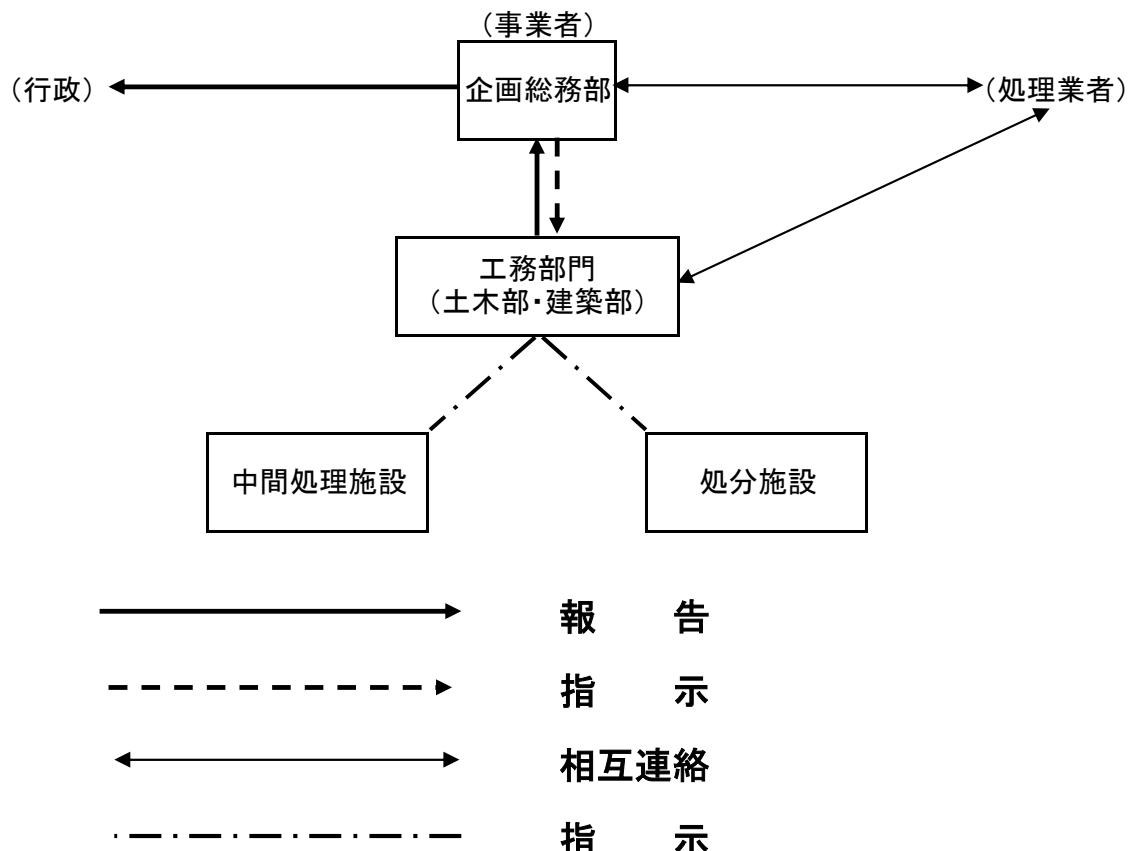
添付資料 産業廃棄物の一連の処理の工程

〔産業廃棄物発生工程フロー〕



添付資料 管理体制図及び各部署の役割

〔管理体制図〕



部 署	役 割
A 企画総務部	<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物の発生から処分に至るまでの帳簿等を作成して統括的に把握管理 ・産業廃棄物の種類ごとの発生量、排出量及び性状等のチェック、集計等 ・行政に対する報告等 ・処理業者委託の委託契約、委託量、委託伝票(マニフェスト)等の管理 ・産業廃棄物の適正管理等に関する社内啓発 ・各部署間の調整及び指示 ・産業廃棄物処理計画の策定及びその実施
B 工務部門 (土木部・建築部)	<ul style="list-style-type: none"> ・処理業者委託の委託契約の取り交わし、委託量、委託伝票(マニフェスト)等の管理(現場単位) ・産業廃棄物の種類、性状、発生量及び排出量等の把握 ・各現場の施設の維持管理点検等 ・保管施設での保管量の把握、記録の作成等 ・中間処理施設の稼働状況の把握、記録の作成等 ・最終処分場の稼働状況の把握、記録の作成等 ・産業廃棄物の分析及び環境事象の分析、測定等 ・上記内容をAに報告